

○島根県警察の組織の細目等に関する訓令

(平成 7 年 3 月 24 日島根県警察訓令第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、島根県警察の組織に関する規則（平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号）第 67 条の規定に基づき、島根県警察の組織の細目及びこれらの組織に置く職について必要な事項を定めるものとする。

(本部の課等の内部組織)

第 2 条 警察本部（以下「本部」という。）の課、島根県警察交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）、島根県警察高速道路交通警察隊（以下「高速警察隊」という。）、島根県警察機動隊（以下「機動隊」という。）及び島根県警察学校（以下「学校」という。）に置く係（班を含む。以下同じ。）の基準は、別表第 1 のとおりとし、本部の部及び課の附置機関に置く科、係、分駐隊及び方面隊の基準は、別表第 2 のとおりとする。

2 本部の広報県民課に、音楽隊及び警察相談センターを、地域課に、鉄道警察隊を、鑑識課に、東部機動鑑識隊及び西部機動鑑識隊を、警備課危機管理対策室に、航空隊を置く。

3 交通機動隊に、東部方面隊及び西部方面隊を置く。

4 高速警察隊に、松江分駐隊及び浜田分駐隊を置く。

5 センター、隊、係、科、方面隊及び分駐隊に属する事務は、課長、島根県警察交通機動隊長、島根県警察高速道路交通警察隊長、島根県警察機動隊長、刑事部科学捜査研究所長及び島根県警察学校長が定める。

(次長)

第 3 条 本部の課に、次長を置く。

2 次長は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 次長は、課長を補佐し、所属の職員を指導監督する。

(課長補佐)

第 4 条 本部の課に、課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(室長補佐)

第 4 条の 2 本部の課に附置する室に、室長補佐を置くことができる。

2 室長補佐は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 室長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(指導官)

第 5 条 本部の課、交通機動隊、高速警察隊、機動隊、刑事部科学捜査研究所（以下「研究所」という。）及び警察署に、指導官を置くことができる。

2 指導官は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員をもって充

てる。

3 指導官は、上司の命を受け、所掌する事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(企画幹)

第5条の2 本部の課、交通機動隊、高速警察隊、機動隊、学校及び警察署に、企画幹を置くことができる。

2 企画幹は、警部の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 企画幹は、上司の命を受け、所掌する事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(副主査等)

第6条 本部の課、交通機動隊、高速警察隊、機動隊、学校及び警察署に、副主査及び主幹を置くことができる。

2 副主査及び主幹は、警部補の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 副主査及び主幹は、上司の命を受け、自ら専門的業務を処理する。

(専務指導官等)

第7条 本部の課、交通機動隊、高速警察隊、機動隊、研究所、学校及び警察署に、専務指導官、専務官、専務指導員及び専務員を置くことができる。

2 専務指導官及び専務官は、警部補の階級にある警察官を、専務指導員は、巡査部長の階級にある警察官を、専務員は、巡査部長又は巡査長を命じられた巡査の階級にある警察官をもって充てる。

3 専務指導官、専務官、専務指導員及び専務員は、上司の命を受け、係に属する事務を処理する。

(係長)

第8条 本部の課（課に附置する室及びセンター並びに課に置くセンター及び隊を含む。次条第1項、第9条第1項及び第10条第1項において同じ。）、交通機動隊、高速警察隊、機動隊、研究所、学校及び警察署の係に、係長を置く。

2 係長は、警部補の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(総括係長)

第8条の2 本部の課、交通機動隊、高速警察隊、機動隊、研究所、学校及び警察署の係に、総括係長を置くことができる。

2 総括係長は、警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 総括係長は、前条第3項に定める職務に加え、上司の命を受け、当該係の係長を指導監督する。

(専門官)

第9条 本部の課、交通機動隊、高速警察隊、機動隊、研究所、学校及び警察署の係に、専門官を置くことができる。

2 専門官は、警部補の階級にある警察官又は巡査部長の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 専門官は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

(主任等)

第10条 本部の課、交通機動隊、高速警察隊、機動隊、学校及び警察署の係に、主任、主任主事、主任技師及び係員を置くことができる。

2主任は、巡査部長又は巡査長を命じられた巡査の階級にある警察官を、主任主事及び主任技師は、巡査部長の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員を、係員は、巡査部長、巡査長を命じられた巡査若しくは巡査の階級にある警察官又は巡査の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3主任、主任主事及び主任技師は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

4係員は、上司の命を受け、係に属する事務に従事する。

(少年補導職員)

第11条 本部の少年女性対策課及び警察署に、少年補導職員を置くことができる。

2少年補導職員は、警察官以外の職員をもって充てる。

3少年補導職員は、少年の補導及び保護等の事務に従事する。

(交通巡視員)

第12条 本部の交通指導課及び警察署に、交通巡視員を置くことができる。

2交通巡視員は、警察官以外の職員をもって充てる。

(心理カウンセラー)

第12条の2 本部の広報県民課及び厚生課に、心理カウンセラーを置くことができる。

2心理カウンセラーは、警察官以外の職員をもって充てる。

3心理カウンセラーは、上司の命を受け、職員の健康管理対策等に関するカウンセリング及び犯罪被害者等の支援等に関する事務に従事する。

(音楽隊に置く職)

第12条の3 音楽隊に、隊長及び副隊長を置く。

2隊長は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員を、副隊長は、警部若しくは警部補の階級にある警察官又はこれらに相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3隊長及び副隊長は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(人材育成課に置く職)

第13条 本部の人材育成課に、師範及び準師範を置くことができる。

2師範は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員を、準師範は、警部補若しくは巡査部長の階級にある警察官又はこれらに相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3師範及び準師範は、上司の命を受け、柔道・剣道又は逮捕術の指導に従事する。

(厚生課に置く職)

第14条 本部の厚生課に、主任保健師及び保健師を置くことができる。

2主任保健師は、巡査部長の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員を、保健師は、巡査の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3主任保健師は、上司の命を受け、保健指導に関する事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

4 保健師は、上司の命を受け、保健指導に関する事務に従事する。

(警察相談センターに置く職)

第15条 警察相談センターに、センター長を置く。

2 センター長は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 センター長は、上司の命を受け、センターの事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(鉄道警察隊に置く職)

第16条 鉄道警察隊に、隊長及び分駐隊長を置く。

2 鉄道警察隊に、主任及び隊員を置くことができる。

3 隊長は、警部の階級にある警察官を、分駐隊長は、警部補の階級にある警察官を、主任は、巡査部長又は巡査長を命じられた巡査の階級にある警察官を、隊員は、巡査部長、巡査長を命じられた巡査又は巡査の階級にある警察官をもって充てる。

4 隊長及び分駐隊長は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

5 主任は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

6 隊員は、上司の命を受け、隊の事務に従事する。

(通信指令室に置く職)

第17条 通信指令室に、通信指令長及び通信副指令長を置く。

2 通信指令長は、警部の階級にある警察官を、通信副指令長は、警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 通信指令長及び通信副指令長は、上司の命を受け、通信指令業務等を処理する。

(少年女性対策課に置く職)

第18条 本部の少年女性対策課に、少年事件指導官を置く。

2 少年事件指導官は、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 少年事件指導官は、上司の命を受け、少年事件の捜査及び調査に関する指導を担当する。

(刑事企画課に置く職)

第19条 本部の刑事企画課に、取調べ指導官を置く。

2 取調べ指導官は、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 取調べ指導官は、上司の命を受け、取調べの高度化及び適正化を図るための指導を担当する。

(捜査第一課に置く職)

第20条 本部の捜査第一課に、性犯罪捜査指導官を置く。

2 性犯罪捜査指導官は、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 性犯罪捜査指導官は、上司の命を受け、性犯罪捜査に関する指導を担当する。

(機動捜査隊に置く職)

第21条 機動捜査隊に、方面隊長及び班長を置く。

2 機動捜査隊に、主任及び隊員を置くことができる。

3 方面隊長は、警部の階級にある警察官を、班長は、警部補の階級にある警察官を、主

任は、巡査部長又は巡査長を命じられた巡査の階級にある警察官を、隊員は、巡査部長、巡査長を命じられた巡査又は巡査の階級にある警察官をもって充てる。

4 方面隊長及び班長は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

5 主任は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

6 隊員は、上司の命を受け、隊の事務に従事する。

(組織犯罪対策課に置く職)

第21条の2 本部の組織犯罪対策課に、国際犯罪捜査情報官を置く。

2 国際犯罪捜査情報官は、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 国際犯罪捜査情報官は、上司の命を受け、国際犯罪の情報に関する事務を担当する。

(東部機動鑑識隊及び西部機動鑑識隊に置く職)

第22条 東部機動鑑識隊及び西部機動鑑識隊に、隊長及び班長を置く。

2 東部機動鑑識隊及び西部機動鑑識隊に、主任及び隊員を置くことができる。

3 隊長は、警部の階級にある警察官を、班長は、警部補の階級にある警察官を、主任は、巡査部長又は巡査長を命じられた巡査の階級にある警察官を、隊員は、巡査部長、巡査長を命じられた巡査又は巡査の階級にある警察官をもって充てる。

4 隊長及び班長は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

5 主任は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

6 隊員は、上司の命を受け、隊の事務に従事する。

(研究所に置く職)

第23条 研究所に、副所長及び科長を置く。

2 研究所に、所長補佐、研究幹、専門研究員、主任研究員及び研究員を置くことができる。

3 副所長及び所長補佐は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員を、科長及び研究幹は、警部の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員を、専門研究員は、警部補の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員を、主任研究員は、巡査部長の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員を、研究員は、巡査の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員をもって充てる。

4 副所長、所長補佐、科長及び研究幹は、上司の命を受け、研究所の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

5 専門研究員は、上司の命令を受け、研究所の事務を処理する。

6 主任研究員及び研究員は、上司の命を受け、研究所の科の事務に従事する。

(交通企画課に置く職)

第23条の2 本部の交通企画課に、交通事故分析官を置く。

2 交通事故分析官は、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 交通事故分析官は、上司の命を受け、交通事故の分析及び統計に関する事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(交通指導課に置く職)

第24条 本部の交通指導課に、交通事故事件捜査統括官、交通事故被害者連絡調整官及び交通事故鑑識官を置く。

- 2 交通事故事件捜査統括官及び交通事故被害者連絡調整官は、警部の階級にある警察官を、交通事故鑑識官は、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 交通事故事件捜査統括官は、死亡事故及び重傷事故のうち救護義務違反に係るもの、危険運転致死傷罪の適用が見込まれるもの等(第5項において「特定事故事件」という。)及び交通事故事件で事故原因の究明が困難なものについて、上司の命を受け、捜査の統括・指導を担当する。
- 4 交通事故被害者連絡調整官は、上司の命を受け、交通事故の被害者又はその遺族に対する支援を総括し、これらの者に対し必要に応じ直接に被害者連絡を実施し、及び警察署の被害者連絡責任者等への指導、教養等を担当する。
- 5 交通事故鑑識官は、特定事故事件について、上司の命を受け、実況見分及び鑑識活動の現場指揮をし、又は助言する。

(交通反則通告センターに置く職)

第25条 交通反則通告センターに、通告補佐官を置く。

- 2 通告補佐官は、警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 通告補佐官は、上司の命を受け、交通反則通告センターの事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(交通管制センターに置く職)

第26条 交通管制センターに、センター長補佐を置く。

- 2 センター長補佐は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる。
- 3 センター長補佐は、上司の命を受け、交通管制センターの事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(西部運転免許センターに置く職)

第27条 西部運転免許センターに、副所長を置く。

- 2 副所長は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる。
- 3 副所長は、上司の命を受け、西部運転免許センターの事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(交通機動隊に置く職)

第28条 交通機動隊に、副隊長、方面隊長及び方面副隊長を置く。

- 2 交通機動隊に、主任及び隊員を置くことができる。
- 3 副隊長及び方面隊長は、警部の階級にある警察官を、方面副隊長は、警部補の階級にある警察官を、主任は、巡査部長又は巡査長を命じられた巡査の階級にある警察官を、隊員は、巡査部長、巡査長を命じられた巡査又は巡査の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 副隊長は、隊長を補佐し、所属の職員を指導監督する。
- 5 方面隊長及び方面副隊長は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。
- 6 主任は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。
- 7 隊員は、上司の命を受け、隊の事務に従事する。

(高速警察隊に置く職)

第29条 高速警察隊に、副隊長、分駐隊長及び班長を置く。

- 2 高速警察隊に、主任及び隊員を置くことができる。
- 3 副隊長及び分駐隊長は、警部の階級にある警察官を、班長は、警部補の階級にある警察官を、主任は、巡査部長又は巡査長を命じられた巡査の階級にある警察官を、隊員は、巡査部長、巡査長を命じられた巡査又は巡査の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 副隊長は、隊長を補佐し、所属の職員を指導監督する。
- 5 分駐隊長及び班長は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。
- 6 主任は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。
- 7 隊員は、上司の命を受け、隊の事務に従事する。

(航空隊に置く職)

第29条の2 航空隊に、隊長及び副隊長を置く。

- 2 隊長は、警部の階級にある警察官を、副隊長は、警部若しくは警部補の階級にある警察官又はこれらに相当する警察官以外の職員をもって充てる。
- 3 隊長及び副隊長は、上司の命を受け、隊の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(機動隊に置く職)

第30条 機動隊に、副隊長を置く。

- 2 機動隊に、隊長補佐を置くことができる。
- 3 副隊長及び隊長補佐は、警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 副隊長は、隊長を補佐し、所属の職員を指導監督する。
- 5 隊長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(学校に置く職)

第31条 学校に、主任教官、教官及び初任科生を置く。

- 2 学校に、校長補佐及び助教を置くことができる。
- 3 主任教官及び校長補佐は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員を、教官は、警部補の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員を、助教は、巡査部長若しくは巡査長を命じられた巡査の階級にある警察官又は巡査部長若しくは巡査の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員を、初任科生は、新たに採用された初任教養を受けるべき巡査の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 主任教官及び校長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理し、学生の教育訓練に当たる。
- 5 教官及び助教は、上司の命を受け、学生の教育訓練に当たる。
- 6 初任科生は、警察官として必要な資質の育成、基礎的な警察に関する学術及び警察実務の修得並びに体力の鍛磨に従事する。

(準用)

第31条の2 第8条の2の規定は、機動捜査隊、東部機動鑑識隊、西部機動鑑識隊、交通機動隊東部方面隊、交通機動隊西部方面隊、高速警察隊松江分駐隊及び高速警察隊浜田分駐隊に置く職員及び職務について準用する。この場合において、同条各項中「総括係長」とあり、及び同条第3項中「係長」とあるのは、機動捜査隊、東部機動鑑識隊、西

部機動鑑識隊、高速警察隊松江分駐隊及び高速警察隊浜田分駐隊にあってはそれぞれ「総括班長」及び「班長」と、交通機動隊東部方面隊及び交通機動隊西部方面隊にあってはそれぞれ「総括方面副隊長」及び「方面副隊長」と読み替えるものとする。

(警察署の課及び係並びに分掌事務)

第32条 警察署に置く課及び係の名称並びに分掌事務の基準は、別表第3のとおりとする。

2 警察署長（以下「署長」という。）は、前項の基準により難いときは、警察本部長の承認を得て変更することができる。

(警察署の次長)

第33条 警察署（副署長の置かれている警察署を除く。）に、次長を置く。

2 次長は、警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 次長は、署長を補佐し、所属の職員を指導監督する。

(警察署の課長)

第34条 警察署の課に、課長を置く。

2 課長は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(交番所長)

第34条の2 交番に、交番所長を置く。

2 交番所長は、警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てる。

3 交番所長は、上司の命を受け、交番の事務を処理し、部下の職員を指導監督する。

(交番等の勤務員)

第35条 交番その他の派出所及び駐在所の勤務員（交番所長を除く。次項及び第3項において「交番等勤務員」という。）は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、交番等勤務員は、警部補以下の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員その他必要な職員をもって充てることができる。

3 交番等勤務員は、上司の命を受け、交番等における警察事務に従事する。

(警察署所在地勤務員)

第36条 警察署を本拠として、所管区を担当する地域警察官を警察署所在地勤務員とし、警部補、巡査部長又は巡査の階級にある警察官をもって充てる。

2 警察署所在地勤務員は、上司の命を受け、警察署所在地における警察事務に従事する。

(浦郷警察署に置く職)

第37条 浦郷警察署に、船長、機関長、1等航海士、航海士、機関士、甲板長、甲板員及び機関員のうち、警備艇の運行管理等をするために必要な職を置く。

2 船長、機関長及び1等航海士は、警部補の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員を、航海士、機関士及び甲板長は、巡査部長の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員を、甲板員及び機関員は、巡査の階級にある警察官に相当する警察官以外の職員をもって充てる。

3 船長は、上司の命を受け、警備艇の運航等に関する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

4 機関長、機関士及び機関員は、上司の命を受け、警備艇の機関の運転に関する事務を

処理する。

5 1等航海士及び航海士は、上司の命を受け、警備艇の運行に関する事務を処理する。

6 甲板長及び甲板員は、上司の命を受け、警備艇の甲板業務に関する事務を処理する。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月15日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年8月27日島根県警察訓令第20号）

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成8年9月13日島根県警察訓令第26号）

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月14日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月1日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成11年2月24日島根県警察訓令第9号抄）

1 この訓令は、平成11年3月5日から施行する。

附 則（平成12年3月10日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、平成12年3月13日から施行する。

附 則（平成12年3月29日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月17日島根県警察訓令第32号）

この訓令は、平成12年10月23日から施行する。

附 則（平成13年2月20日島根県警察訓令第3号）

この訓令中第1条の規定は平成13年2月26日から、第2条の規定は平成13年3月26日から施行する。

附 則（平成13年7月27日島根県警察訓令第26号）

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成14年3月29日から施行する。

附 則（平成14年9月27日島根県警察訓令第45号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年2月25日島根県警察訓令第5号）

この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成15年2月28日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行し、改正後の島根県警察の組織の細目等に関する訓令の規定は、平成15年2月25日から適用する。

附 則（平成15年10月28日島根県警察訓令第31号）

この訓令は、平成15年10月31日から施行する。

附 則（平成16年1月27日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、平成16年1月28日から施行する。

附 則（平成16年3月26日島根県警察訓令第13号）

この訓令中第1条の規定は平成16年3月29日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成16年10月26日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日島根県警察訓令第12号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月2日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、平成19年3月5日から施行する。

附 則（平成19年3月23日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月7日島根県警察訓令第37号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、平成20年3月27日から施行する。

附 則（平成20年7月25日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、平成20年8月8日から施行する。

附 則（平成20年12月26日島根県警察訓令第32号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年3月23日島根県警察訓令第12号）

この訓令は、平成21年3月26日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第34号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日島根県警察訓令第5号）

この訓令は、平成22年3月29日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第20号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年2月25日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、平成23年3月18日から施行する。

附 則（平成24年3月27日島根県警察訓令第16号）

この訓令は、平成24年3月29日から施行する。

附 則（平成25年3月26日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成25年3月28日から施行する。

附 則（平成26年3月11日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成26年3月28日から施行する。

附 則（平成27年3月3日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成27年3月19日から施行する。ただし、第23条の次に1条を加える改正規定は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（平成28年3月24日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。ただし、第14条の改正規定、第31条の改正規定及び第37条の次に1条を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日島根県警察訓令第5号）

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月16日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、平成30年3月29日から施行する。

附 則（平成31年3月5日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、平成31年3月20日から施行する。ただし、第12条の2を第12条の3に改め、第12条の2を新設する改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月25日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和3年3月9日島根県警察訓令第12号）

この訓令は、令和3年3月11日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第16条を第16条の2とし、第15条の次に1条を加える改正規定、第31条の2の改正規定及び別表第1から別表第3までの改正規定は、同月25日から施行する。

附 則（令和3年6月18日島根県警察訓令第26号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日島根県警察訓令第16号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、令和5年3月22日から施行する。

附 則（令和6年3月15日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

本部の課、警察学校等に置く係の基準

部名	課(校・隊)名	センター・隊名	係名
警務部	総務課		秘書係、涉外係、法制係
	留置管理課		企画指導係、護送係、雲南留置管理係
	広報県民課	音楽隊	企画係、実施係
		警察相談センター	警察相談係
	会計課		予算係、管財第一係、管財第二係、装備第一係、装備第二係、用度係
	情報管理課		情報セキュリティ対策係、照会センター
	警務課		経理係、総務事務係、人事係、採用係、給与係
	人材育成課		育成企画係、運転管理係、学校教養係、術科教養係
	監察課		監察係、訟務係、表彰係
生活安全部	厚生課		健康管理係、生活支援係、共済組合係
	生活安全企画課		経理係、企画係
	地域課		地域企画係
		鐵道警察隊	企画指導係、東部分駐隊、西部分駐隊
	少年女性対策課		企画係、事件指導係、少年サポートセンター
刑事部	サイバー犯罪対策課		企画指導係、情報技術支援係、サイバーセキュリティ対策係、サイバー犯罪特別捜査第一係、サイバー犯罪特別捜査第二係
	刑事企画課		経理係、企画係、手配・共助係、指導係、刑事司法対応係
	捜査第一課		強行犯係、検視係、特別捜査係、性犯罪捜査指導係、特殊犯係、広域捜査係、盗犯係
	捜査第二課		知能犯係、選挙係、知能犯特別捜査第一係、知能犯特別捜査第二係、知能犯特別捜査第三係

	組織犯罪対策課		指定・情報指導係、暴力団排除係、組織犯罪係、組織犯罪特別捜査係、国際捜査係、犯罪収益解明係、実態解明捜査係
鑑識課			指導・現場係、指紋システム第一係、指紋システム第二係、足痕係、写真係
	東部機動鑑識隊		
	西部機動鑑識隊		
交通部	交通企画課		経理係、企画係、交通安全係、事故統計分析係
	交通指導課		取締企画・駐車対策係、交通捜査指導係、交通鑑識係、交通特別捜査係
	交通規制課		規制係、安全施設第一係、安全施設第二係
	運転免許課		免許総務係、免許係、試験係、行政処分係、安全運転相談係、講習係、教習所係、高齢運転者支援係
	交通機動隊		指導係
		東部方面隊	
		西部方面隊	
	高速警察隊		指導係
		松江分駐隊	
		浜田分駐隊	
警備部	公安課		経理係、企画係、資料係、事件係、公安第一係、公安第二係、公安第三係、公安第四係
	警備課		警備実施係、警衛・警護係
	外事課		外事第一係、外事第二係、外事第三係、国際テロ対策第一係、国際テロ対策第二係
	機動隊		企画運営係、部隊運用係、特殊警備係、装備管理係
警察学校			庶務係、教務係、学生係

別表第2（第2条関係）

本部の部及び課の附置機関に置く科、係、分駐隊及び方面隊の基準

機 関 名	隊 名	科、係、分駐隊及び方面隊名
研 究 所		企画指導係、法医科、化学第一科、化学第二科、物理科、人文科
公 安 委 員 会 捕 佐 室		公安委員会係
取 調 ベ 監 督 室		取調べ監督係
情 報 公 開 室		情報公開係、文書係
犯 罪 被 害 者 支 援 室		被害者支援係
広 報 室		広報係
監 査 室		監査係、審査係、企画指導係
I C T 推 進 室		企画開発係、指導運用係
企 画 室		企画・調整係、組織・定員係、女性活躍推進係、デジタル化推進係
安 全 ま ち づ く り 推 進 室		地域連携係、抑止対策係
生 活 保 安 室		営業保安係、事件指導係、生活安全特別捜査係
地 域 指 導 室		指導係、技能伝承係
通 信 指 令 室		通信指令企画係、指令システム係、通信指令係
人 身 安 全 対 策 室		企画指導係、人身安全対策第一係、人身安全対策第二係
搜 査 支 援 分 析 室		捜査支援係、機動支援係、手口係、犯罪インフラ対策係
機 動 捜 査 隊		東部方面隊、西部方面隊
特 殊 詐 欺 捜 査 室		連合捜査係、指導分析係
交 通 反 則 通 告 センター		通告係
交 通 管 制 センター		管制係
西 部 運 転 免 許 センター		免許係、試験・教習所係、行政処分・講習係
危 機 管 理 対 策 室		危機管理係、災害対策係
	航 空 隊	運航・管理係、整備係

別表第3（第32条関係）

警察署に置く課及び係の名称並びに分掌事務の基準

1 松江警察署

課名	係名	分掌事務
総務課	総務係	1 本部の総務課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他他の課の所掌に属しない事項
	被害者支援係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警察相談係	
留置管理課	留置管理係	本部の留置管理課の所掌に属する事項
会計課	会計係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
	遺失物係	
生活安全課	生活安全係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	人身安全係	
	少年係	
	特別法犯捜査係	
地域課	地域第一係	本部の地域課の所掌に属する事項
	地域第二係	
	通信指令係	
	パトロール係	警らの実施及び特命事項
刑事第一課	刑事指導係	本部の刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
	告訴・告発対応係	
	強行第一係	
	強行第二係	
	盗犯係	
	鑑識係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
刑事第二課	知能犯係	本部の捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属す

		る事項
	組織犯罪係	
	特殊詐欺捜査係	
交通総務課	交通総務係	本部の交通企画課及び交通規制課の所掌に属する事項並びに運転免許課の所掌の一部に属する事項
	交通規制係	
交通捜査課	交通捜査指導係	本部の交通指導課の所掌に属する事項及び運転免許課の所掌の一部に属する事項
	交通捜査第一係	
	交通捜査第二係	
	交通捜査第三係	
警備課	警備係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

2 安来警察署

課名	係名	分掌事務
総務課	総務係	1 本部の総務課、留置管理課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他他の課の所掌に属しない事項
	被害者支援係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警察相談係	
会計課	会計係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
生活安全課	生活安全係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバーフィルム対策課の所掌に属する事項
地域課	地域係	本部の地域課の所掌に属する事項
	パトロール係	警らの実施及び特命事項
刑事課	告訴・告発対応係	本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	捜査係	
	鑑識係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
交通課	交通総務係	本部の交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運

	交 通 捜 査 係	転免許課の所掌に属する事項
警 備 課	警 備 係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

3 雲南警察署

課 名	係 名	分 掌 事 務
総務課	総務係	1 本部の総務課、留置管理課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他他の課の所掌に属しない事項
	被害者支援係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警察相談係	
会計課	会計係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
生活安全課	生活安全係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
地域課	地域係	本部の地域課の所掌に属する事項
	パトロール係	警らの実施及び特命事項
刑事課	告訴・告発対応係	本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	捜査係	
	鑑識係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
交通課	交通総務係	本部の交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	交通規制係	
	交通検査係	
警備課	警備係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

4 出雲警察署

課 名	係 名	分 掌 事 務
総務課	総務係	1 本部の総務課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民

		課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他他の課の所掌に属しない事項
被害者支援係		本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警察相談係	
留置管理課	留置管理係	本部の留置管理課の所掌に属する事項
会計課	会計係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
	遺失物係	
生活安全課	生活安全係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	人身安全係	
	少年係	
	特別法犯捜査係	
地域課	地域第一係	本部の地域課の所掌に属する事項
	地域第二係	
	パトロール係	警らの実施及び特命事項
刑事第一課	刑事指導係	本部の刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
	告訴・告発対応係	
	強行犯係	
	盜犯係	
	鑑識係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
刑事第二課	知能犯係	本部の捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	組織犯罪係	
	特殊詐欺捜査係	
交通総務課	交通総務係	本部の交通企画課及び交通規制課の所掌に属する事項並びに運転免許課の所掌の一部に属する事項
	交通規制係	
交通捜査課	交通捜査指導係	本部の交通指導課の所掌に属する事項及び運転免許課の所掌の一部に属する事項
	交通捜査第一係	

	交通捜査第二係	
	交通捜査第三係	
警備課	警備係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

5 大田警察署

課名	係名	分掌事務
総務課	総務係	1 本部の総務課、留置管理課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他の課の所掌に属しない事項
	被害者支援係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警察相談係	
会計課	会計係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
生活安全課	生活安全係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
地域課	地域係	本部の地域課の所掌に属する事項
	パトロール係	警らの実施及び特命事項
刑事課	告訴・告発対応係	本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	捜査係	
	鑑識係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
交通課	交通総務係	本部の交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	交通捜査係	
警備課	警備係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

6 川本警察署

課名	係名	分掌事務
総務課	総務係	1 本部の総務課、留置管理課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並

		びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他他の課の所掌に属しない事項
	会 計 係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
	被 害 者 支 援 係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警 察 相 談 係	
生活 安 全 刑 事 課	生 活 安 全 係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	告 訴 ・ 告 発 対 応 係	本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	搜 査 係	
	鑑 識 係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
地 域 課	地 域 係	本部の地域課の所掌に属する事項
	パトロール係	警らの実施及び特命事項
交 通 課	交 通 係	本部の交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
警 備 課	警 備 係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

7 江津警察署

課 名	係 名	分 掌 事 務
総 務 課	総 務 係	1 本部の総務課、留置管理課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他他の課の所掌に属しない事項
	会 計 係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
	被 害 者 支 援 係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警 察 相 談 係	
生活 安 全 刑 事 課	生 活 安 全 係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	告 訴 ・ 告 発 対 応 係	本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項

	搜　查　係	
	鑑　識　係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
地　域　課	地　域　係	本部の地域課の所掌に属する事項
	パトロール係	警らの実施及び特命事項
交　通　課	交　通　係	本部の交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
警　備　課	警　備　係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

8 浜田警察署

課　名	係　名	分　掌　事　務
総　務　課	総　務　係	1 本部の総務課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他他の課の所掌に属しない事項
	被　害　者　支　援　係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警　察　相　談　係	
留置管理課	留　置　管　理　係	本部の留置管理課の所掌に属する事項
会　計　課	会　計　係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
生活安全課	生　活　安　全　係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	特　法　犯　・　少　年　事　件　係	
地　域　課	地　域　係	本部の地域課の所掌に属する事項
	パトロール係	警らの実施及び特命事項
刑　事　課	刑　事　指　導　係	本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	告　訴　・　告　発　対　応　係	
	強　行　・　盜　犯　係	
	知　能　・　組　織　犯　罪　係	
	鑑　識　係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項

交 通 課	交 通 総 務 係	本部の交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	交 通 規 制 係	
	交 通 捜 査 係	
警 備 課	警 備 係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

9 益田警察署

課 名	係 名	分 掌 事 務
総 務 課	総 務 係	1 本部の総務課、留置管理課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他他の課の所掌に属しない事項
	被 害 者 支 援 係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警 察 相 談 係	
会 計 課	会 計 係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
生活安全課	生 活 安 全 係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	特 法 犯・少 年 事 件 係	
地 域 課	地 域 係	本部の地域課の所掌に属する事項
	パ ト ロ ール 係	警らの実施及び特命事項
刑 事 課	刑 事 指 導 係	本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	告 訴・告 発 対 応 係	
	強 行・盜 犯 係	
	知 能・組 織 犯 罪 係	
	鑑 識 係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
交 通 課	交 通 総 務 係	本部の交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	交 通 規 制 係	

	交 通 捜 査 係	
警 備 課	警 備 係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

10 津和野警察署

課 名	係 名	分 掌 事 務
総務課	総務係	1 本部の総務課、留置管理課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他の課の所掌に属しない事項
	会計係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
	被害者支援係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警察相談係	
生活安全刑事課	生活安全係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	告訴・告発対応係	本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	捜査係	
	鑑識係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
地域課	地域係	本部の地域課の所掌に属する事項
	パトロール係	警らの実施及び特命事項
交通課	交通係	本部の交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
警備課	警備係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

11 隠岐の島警察署

課 名	係 名	分 掌 事 務
総務課	総務係	1 本部の総務課、留置管理課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他の課の所掌に属しない事項

	会 計 係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
	被 害 者 支 援 係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
	警 察 相 談 係	
	地 域 係	本部の地域課の所掌に属する事項
	パ ト ロ ール 係	警らの実施及び特命事項
	交 通 係	本部の交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
生 活 安 全 刑 事 課	生 活 安 全 係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	告 訴 ・ 告 発 対 応 係	本部の刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属する事項
	搜 査 係	
	鑑 識 係	本部の鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
警 備 課	警 備 係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項

12 浦郷警察署

係 名	分 掌 事 務
総 務 係	1 本部の総務課、留置管理課、情報管理課、人材育成課、監察課及び厚生課の所掌に属する事項並びに広報県民課、会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項 2 連絡調整その他の係の所掌に属しない事項
会 計 係	本部の会計課及び警務課の所掌の一部に属する事項
被 害 者 支 援 係	本部の広報県民課の所掌の一部に属する事項
警 察 相 談 係	
生 活 安 全 刑 事 係	本部の生活安全企画課、少年女性対策課、サイバー犯罪対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び研究所の所掌に属する事項
告 訴 ・ 告 発 対 応 係	本部の刑事企画課の所掌の一部に属する事項
地 域 係	本部の地域課の所掌に属する事項

交 通 係	本部の交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
警 備 係	本部の公安課、警備課及び外事課の所掌に属する事項